（様式３）

会議の開催結果について

１　会議名	河内長野市障がい者施策推進協議会（第1回）
２　開催日時	令和８年８月２８日（金） 午後２時００分から午後３時００分
３　開催場所	河内長野市役所　３階　３０１会議室
４　会議の概要	(1) 河内長野市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の進捗状況について (2) 第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画に係る策定方針等について (3) その他
５　公開・非公開の別（理由）	公開
６　傍聴人数	０人
７　問い合わせ先	（担当課名）まちインクルーシ部　くらしサポート第２課 田中（内線　１８７）
８　その他	

＊同一の会議が１週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和８年度第１回河内長野市障がい者施策推進協議会　会議録

実施日時：令和８年８月２８日（金）１４時００分～１５時００分
場所　　：河内長野市役所　３階　３０１会議室
参加者　：河内長野市障がい者施策推進協議会委員　９名（４名欠席）
事務局　：まちインクルーシ部長、くらしサポート第２課長、ほか５名

［開会］

【案件１】第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の進捗状況について
事前配布資料、資料１、資料２、資料３に基づき事務局から説明

（委員）
発達障がい者に対する支援として、いくつか書かれている目標は、発達障がい児に対する支援だと思うが、大人の発達障がい者に対する支援の在り方はないのか。
また、障がい者施設から一般就労へという部分が非常に減ってきている。これは、雇用する企業が減ってきたというよりも、増えないことが原因ではないか。国は企業の雇用率を上げて、達成できない場合は罰金を払うという法的な形をとっているが、罰金を払ってでも障がい者を雇用しないというのが実状ではないか。行政から企業に雇用のお願いをしていただきたい。

（事務局）
確かに、大人の発達障がいの方に対する支援の項目がなく、今回、議題としている「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の成果目標に対して、国から示される方針の中には入っていないのも事実です。ただし、発達障がいの方ご本人も、支援されるご家族も大変だという声をいただいていますので、この計画とは別に、居場所づくりや、得意なものを活かせるというような観点など、支援を検討していかなければいけないと考えています。
また、東大で、超時短の働き方の社会モデルを研究されておりまして、それを河内長野市でも取り入れる事ができないかということで、現在、自立支援協議会の就労支援部会で進めていただいています。発達障がいの方で、すごく能力を発揮される一面があったり、人付き合いが苦手でもできる業務など、２、３時間の短時間だけ働くという社会モデルの取組があり、そのような取組を検討していくことで、社会に出ていけるようにする支援の在り方もあるのではないかということで、これから進めていこうとしているところです。

（委員）
　それはぜひお願いしたい。近々新しく企業が移転してくるので、今のような体制を試験的に導入していただくことができないかお願いして、河内長野市からそのような取組を全国に発信できるといいのではないか。

（事務局）
　補足ですが、昨年、就労支援部会から企業側にお話をさせていただき、障がい者の働き方について知っていただきました。今年度は先進事例なども踏まえて、視察なども行い、企業側にも積極的にアプローチして、受け皿を広げていただきたいと思っております。そこに力を入れていかないといけないと思いますし、そうすることによって、最終的に就労意欲のある方が自分の働ける方法で、一般就労に繋がることができればと思っております。

【案件２】第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の策定方針について
　資料４、資料５、資料６に基づき事務局から説明

（委員）
　就労選択支援事業の新規設置を国から言われていて、河内長野市では設置済みとあるが、「相談支援りんく」のことか。

（事務局）
　「地域生活総合支援センターきらら」のことです。

（委員）
　就労移行のことを言っているのか。

（事務局）
　就労選択支援というのが、令和７年度から新しくできております。移行支援事業所かどうかに関わらず、就労選択支援をできるところが「地域生活総合支援センターきらら」ということになります。

（委員）
　「相談支援りんく」は対象外なのか。

（事務局）
　こちらは該当しません。

（委員）
　望まないセルフプランというのは、障がい者が望まないという意味か。具体的にはどういうことか。

（事務局）
　本人は相談支援専門員の立てたプランに基づいて、サービスを利用したいが、支援する人がいないので、自分でプランを立てている人がいるのではないか、というところが問題視されていると考えていただけたらと思います。

（委員）
　要するに、計画相談支援の福祉サービスを利用するための事業所があるが、自分の思うようにしてくれないということか。

（事務局）
　おっしゃる通りです。あるいは、相談したくても相談できる人がいないというケースがあります。

（委員）
　この件数をゼロにするとなっているが、現在の件数も把握していないのに、いきなりゼロにするというのはいかがなものか。

（事務局）
　河内長野市の場合は、原則、相談支援専門員にプランを作ってもらうことになっております。ほぼゼロに近いと認識しております。

【案件３】その他

（委員）
　９月５日に障がい者の理解促進事業として、精神障がい者とその家族をテーマにした映画の上映会を行います。映画監督の講演会もございますので、精神障がい者とその家族が置かれた環境を理解していただくためにも、ぜひよろしくお願いいたします。

（事務局）

本日はそれぞれのお立場から、日頃の活動やご経験に基づく、貴重なご意見をいただきました。委員の皆様からいただいたご意見につきましては、今後の計画策定を進める上で、また、本市の障がい福祉施策をより実効性のあるものにしていく上で、非常に重要なものでございます。事務局といたしましては、本日いただきましたご意見をしっかり受け止めまして、今後の施策に的確に反映してまいりますので、よろしくお願いいたします。第２回の協議会を１０月３０日に開催予定しております。本日はありがとうございました。

［閉会］

－以 上－

資料１

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（１）施設の入所者の地域生活への移行

計画（Ｐ）→実施（Ｄ）

目標値

【令和８年度末までの目標値】

① 地域生活への移行者数（３年間の累計人数）：６人

（令和４年度末施設入所者数98 人の６%以上）

② 施設入所者数の削減人数（３年間で）：２人

（令和４年度末施設入所者数98 人の 1.7%以上）

【目標達成に向けた考え方等】

国や大阪府の方針に基づき目標として設定。

ただし、施設入所者の高齢化や在宅を支援する家族が不在であること等の状況により地域移行が難しい現状にあることを鑑みて、本目標により、施設入所支援の利用や入所を妨げない。

実績値

【実績の推移】＜令和４年度末の施設入所者数　実績 98 人＞

実績		第６期	第７期	
		R5	R6	R7
地域生活への移行者数（計画期間内の累計人数）		０人（４人）	２人（２人）	０人（２人）
実績		第６期	第７期	
		R5	R6	R7
施設入所者数の削減数		３人	▲２人	▲１人
（参考）施設入所者数	4月1日時点	９８人	９５人	９７人
	翌3月31日時点	９５人	９７人	９８人

R7年度

評価（Check）	改善（Act）
【目標等を踏まえた評価】 入所施設において、重度障がい者の割合が増加していることや、地域生活における施設入所と同様の支援体制が十分に確保できないこと等から、地域移行並びに施設入所者数の削減が進まない状況である。	【R８年度における取組等】 現在、施設入所者の高齢化や在宅支援する家族が不在であること等の状況により、地域移行が難しい状況であることが課題となっている。 今後、施設入所者の実態把握に努め、施設入所及び地域移行のあり方等について、関係機関と連携し、検討を進めていく。

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

計画（P）→実施（D）

目標値

実績値

【令和８年度末までの目標値】

① 精神病床における一年以上の長期入院患者数：９２人

（大阪府の令和８年度目標値の長期入院患者数８，１９３人に対し、市町村に按分した数値を目標値として設定。河内長野市は９２人）

【目標達成に向けた考え方等】

国や大阪府の方針に基づき目標として設定。

【実績の推移】

実績	第６期	第７期	
	R5	R6	R7
精神病床における一年以上の長期入院患者数	７８人	８１人	７８人

R7年度

評価（Check）	改善（Act）
【目標等を踏まえた評価】 精神病床における１年以上長期入院患者数については、目標達成している。	【R８年度における取組等】 国および大阪府の方針に基づき、協議の場において、前年度の評価及び次年度の目標設定を行う。

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（３）地域生活支援拠点等の充実

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和８年度末までの目標値】

① 既に設置している地域生活支援拠点の機能強化を図る。
毎年３回以上、運用状況の検証・検討を行う。

② 強度行動障がいを有する人の支援体制の整備を進めるため、生活実態や支援ニーズの把握を行う。

【目標達成に向けた考え方等】

国や大阪府の方針に基づき目標として設定。

実績値

【実績の推移】

実績	第６期	第７期	
	R5	R6	R7
地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	実施	実施	実施
強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	―	有	有

R７年度

評価（Check）

【目標等を踏まえた評価】

障がい者の地域での生活を支援するため、南河内3市２町１村の圏域で地域生活支援拠点等を整備している。
また、３市２町１村共同で面的整備型として、障がい者生活支援コーディネーターを1名設置し、運用を行った。
今後も、障がい者の地域生活を支援する機能の充実について、検討していく。

改善（Act）

【R８年度における取組等】

地域生活拠点に関して、担い手となる事業所への担当者配置など、障がい福祉サービスの加算をしながらの個別給付の実施に向けて、毎年各市町村間での議論を進めている。
実施に関する要綱については、各市町村において制定済みであるが、今後、事業所への協力依頼やより良い整備方法について、議論を進めていく。

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（４）福祉施設から一般就労への移行等

計画（P）→実施（D）

目標値

実績値

【令和８年度末までの目標値】

① 一般就労への移行者数：２７人
（就労移行支援事業の利用者：１８人　就労継続支援Ａ型：３人
就労継続支援Ｂ型：６人）

（令和３年度の１．２８倍である 27 人を全体の目標としたうえで内訳の人数を算出）

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者
の割合が５割以上の事業所：６割以上

③就労定着支援事業所の一定期間における就労定着率７割以上
の事業所の割合：２割５分以上

④ 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額：２６，１５７円

【目標達成に向けた考え方等】

①②③ 国の基本指針のとおり設定。

④ 河内長野市内の個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標の平均額

【実績の推移】

実績		第６期	第７期	
		R5	R6	R7
一般就労への移行者数	就労移行支援事業	１７人	１４人	５人
	就労継続支援A型	１人	５人	３人
	就労継続支援B型	１０人	５人	７人
	計	２８人	２４人	１５人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所		―	１０割	１０割
就労定着支援事業の利用者数		17	21	26
就労定着支援事業所の一定期間における就労定着率７割以上の事業所の割合		―	―	―
協議会の就労支援部会の設置		有	有	有
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額		２３，０７５円	２３，２３７円	２６，９０４円

R7年度

評価（Check）	改善（Act）
【目標等を踏まえた評価】 一般就労への移行者数は減少傾向であるが、工賃の平均額については、目標に達している。	【R８年度における取組等】 今後も、ハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図り、より質の高い支援が提供できるように努める。

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（５）相談支援体制の充実・強化等

計画（P）→実施（D）

目標値

実績値

【令和８年度末までの目標値】

既に設置している基幹相談支援センターを中心に総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や相談支援事業者の人材育成の支援の件数、相談機関との連携強化の取組みの実施回数を活動指標として定める。

【目標達成に向けた考え方等】

国や大阪府の方針に基づき目標として設定。

【実績の推移】

実績	第６期	第７期	
	R5	R6	R7
基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	実施	実施	実施
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組みの実施及び必要な協議会の体制を確保	－	有	有

R7年度	評価（Check）	改善（Act）
	【目標等を踏まえた評価】 地域の相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施した。	【R８年度における取組等】 自立支援協議会の各専門部会（就労支援・地域生活定着支援・障がい児支援）を開催し、地域課題についての協議を行う。 重層的な相談支援体制、地域資源の開発・関係機関や地域事業所との連携、基幹相談支援センターにおける課題など、課題解決に向けての協議を実施。

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和８年度末までの目標値】

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、下記の取り組みを行う。

大阪府の実施する研修に参加し、市職員の質の向上を図る。

大阪府が実施する指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府と課題や対応策を共有する。

【目標達成に向けた考え方等】

国や大阪府の方針に基づき目標として設定。

実績値

【実績の推移】

実績	第６期	第７期	
	R5	R6	R7
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	実施	実施	実施

R7年度

評価（Check）	改善（Act）
【目標等を踏まえた評価】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有以外は、目標を達成している。 国および大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修へ参加し、職員の質の向上に努めた。	【R８年度における取組等】 国および大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加を行う。 特に、報酬の審査体制の強化を図るため、請求事務に係る研修への参加を行う。

河内長野市第７期障がい福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（７）発達障がい等に対する支援（活動指標のみ）

計画（Ｐ）→実施（Ｄ）

目標値

実績値

【令和８年度末までの目標値】

発達障がい者等に対する支援を行う方策として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者及び実施者、ペアレントメンターの養成、ピアサポートの活動の実施を行う。

【目標達成に向けた考え方等】

国や大阪府の方針に基づき活動指標として設定。

【実績の推移】

実績	第６期	第７期	
	R5	R6	R7
支援プログラム等の受講者数	８人	７人	５人
支援プログラム等の実施者数	－	１人	１人
ペアレントメンターの人数	０人	０人	０人
ピアサポートの活動への参加人数	４３人	３６人	３０人

コメント [a1]: おやとも保護者会

R7年度	評価（Check）	改善（Act）
	【目標等を踏まえた評価】 ペアレントメンターを除き、目標値に達成した。今後も国及び大阪府の方針に基づき定めた目標値達成に向けて取り組む。	【R８年度における取組等】 今後も、国及び大阪府の方針に基づき定めた目標値達成に向けて取り組む。

河内長野市第３期障がい児福祉計画　成果目標の進捗状況

基本指針の目標	（１）障がい児支援の提供体制の整備等

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和８年度末までの目標値】

① 児童発達支援センターを整備：１か所
② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築：５か所
③ 主に重症心身障害児を支援できる児童発達支援の整備：圏域内に１か所
④ 主に重症心身障害児を支援できる放課後等デイサービスの整備：２か所
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：あり
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置：福祉関係１名
医療関係１名

【目標達成に向けた考え方等】

①～④ 国や大阪府の方針に基づき目標として設定。
⑤ 国の基本方針のとおり設定。

実績値

【実績の推移】

実績	第２期	第３期	
	R5	R6	R7
児童発達支援センターの設置	１か所	１か所	１か所
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	５か所	５か所	５か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内に１か所	圏域内に１か所	圏域内に１か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	２か所	２か所	２か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	福祉関係１名 医療関係1名	福祉関係１名 医療関係１名	福祉関係１名 医療関係１名

R７年度

評価（Check）	改善（Act）
【目標等を踏まえた評価】 計画目標は達成している。 今後のニーズを見極めながら、サービス提供体制の充実に努める。	【R８年度における取組等】 R7に設置した南河内圏域の医ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種が協議検討の場において、情報交換や課題の解決に向け、協議する。

≪障がい福祉サービス等の見込量及び実績について≫

資料2

	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画				
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度
訪問系サービス	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
居宅介護	273人/月	208人/月	235人/月	201人/月	237人/月	203人/月	239人/月
	5,389時間／月	4,690時間／月	4,550時間／月	4,838時間／月	4,560時間／月	5,129時間／月	4,570時間／月
重度訪問介護	33人/月	18人/月	27人/月	16人/月	27人/月	18人/月	27人/月
	2,000時間／月	2,176時間／月	1,967時間／月	2,314時間／月	1,967時間／月	2,592時間／月	1,967時間／月
同行援護	51人/月	31人/月	35人/月	28人/月	35人/月	25人/月	35人/月
	1,460時間／月	933時間／月	970時間／月	840時間／月	970時間／月	751時間／月	970時間／月
行動援護	36人/月	41人/月	44人/月	39人/月	48人/月	41人/月	51人/月
	520時間／月	765時間／月	702時間／月	769時間／月	766時間／月	789時間／月	814時間／月
重度障害者包括支援	0	0	0	0	0	0	0
短期入所・日中活動系サービス	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
短期入所	58人/月	41人/月	28人/月	47人/月	29人/月	56人/月	29人/月
	300人日分／月	229人日分／月	150人日分／月	258人日分／月	152人日分／月	327人日分／月	154人日分／月
生活介護	285人/月	250人/月	274人/月	255人/月	277人/月	256人/月	281人/月
	5,116人日分／月	4,887人日分／月	5,072人日分／月	5,010人日分／月	5,127人日分／月	5,033人日分／月	5,201人日分／月
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	21人/月	8人/月	5人/月	8人/月	5人/月	11人/月	5人/月
	310人日分／月	114人日分／月	64人日分／月	139人日分／月	64人日分／月	218人日分／月	64人日分／月
就労移行支援	30人/月	31人/月	32人/月	26人/月	35人/月	27人/月	38人/月
	400人日分／月	490人日分／月	504人日分／月	451人日分／月	551人日分／月	441人日分／月	599人日分／月
就労継続支援(A型)	59人/月	66人/月	65人/月	65人/月	69人/月	74人/月	74人/月
	960人日分／月	1,231人日分／月	1,198人日分／月	1,242人日分／月	1,272人日分／月	1,435人日分／月	1,364人日分／月
就労継続支援(B型)	298人/月	344人/月	378人/月	354人/月	408人/月	395人/月	441人/月
	5,060人日分／月	5,892人日分／月	6,442人日分／月	6,030人日分／月	6,953人日分／月	6,745人日分／月	7,516人日分／月
療養介護	10人／月	9人／月	8人／月	9人／月	8人／月	9人／月	8人／月
就労定着支援	13人／月	9人／月	13人／月	15人／月	16人／月	17人／月	20人／月
就労選択支援	―	―	―	―	1人／月	2人／月	1人／月
居住系サービス	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
共同生活援助	136人／月	183人／月	186人／月	189人／月	203人／月	212人／月	221人／月
施設入所支援 ※減少を目指す	97人／月	96人／月	98人／月	96人／月	98人／月	96人／月	96人／月
自立生活援助	1人／月	0人／月	2人／月	0人／月	2人／月	0人／月	2人／月
相談支援サービス	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
計画相談支援	77人／月	194人／月	248人／月	201人／月	274人／月	219人／月	300人／月
地域移行支援	2人／月	0人／月	2人／月	0人／月	2人／月	1人／月	2人／月
地域定着支援	2人／月	0人／月	2人／月	0人／月	2人／月	0人／月	2人／月

≪障がい福祉サービス等の見込量及び実績について≫

資料2

	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画				
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度
障がい児福祉サービス	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
児童発達支援	94人/月	112人/月	247人/月	137人/月	277人/月	170人/月	300人/月
	650人日分／月	876人日分／月	1,359人日分／月	1,050人日分／月	1,524人日分／月	1,267人日分／月	1,650人日分／月
医療型児童発達支援	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月
放課後等デイサービス	480人/月	623人/月	738人/月	661人/月	788人/月	678人/月	838人/月
	3,920人日分／月	4,581人日分／月	5,904人日分／月	4,923人日分／月	6,304人日分／月	4,896人日分／月	6,704人日分／月
保育所等訪問支援	35人/月	54人/月	53人/月	51人/月	60人/月	60人/月	68人/月
	35回／月	59回／月	64回／月	57回／月	72回／月	68回／月	81回／月
居宅訪問型児童発達支援	0回／月	0回／月	0回／月	3回／月	0回／月	6回／月	0回／月
障がい児相談支援	37人／月	117人／月	180人／月	125人／月	205人／月	132人／月	225人／月

	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画				
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度
地域生活支援事業	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
相談支援	4か所	5か所	4か所	5か所	4か所	5か所	4か所
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	無	無	有	無	有	無	有
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	未定	無	未定	無	未定
意志疎通支援事業等 (手話通訳者派遣事業)	320件／年	217件／年	320件／年	217件／年	320件／年	203件／年	320件／年
	430時間／年	548時間／年	430時間／年	548時間／年	430時間／年	520時間／年	430時間／年
意志疎通支援事業等 (要約筆記者派遣事業)	23件／年	37件／年	23件／年	37件／年	23件／年	31件／年	23件／年
	55時間／年	120時間／月	55時間／年	120時間／月	55時間／年	128時間／月	55時間／年
手話通訳者設置事業	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月	2人／月
手話奉仕員養成研修事業	12人／年	16人／年	12人／年	16人／年	12人／年	13人／年	12人／年
日常生活用具(介護・訓練支援用具等)	2,850件／年	2,506件／年	2,939件／年	2,506件／年	2,860件／年	2,657件／年	2,870件／年
移動支援(ガイドヘルプ)	212人／年	210人／年	212人／年	145人／年	215人／年	199人／年	218人／年
	38,300時間／月	33,055時間／月	38,300時間／月	32,623時間／月	38,600時間／月	32,340時間／月	38,900時間／月
地域活動支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	20人／年	20人／年	20人／年	20人／年	20人／年	20人／年	20人／年

≪障がい福祉サービス等の見込量及び実績について≫

資料2

	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画				
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	12回／年	6回／年	6回／年	6回／年	6回／年	6回／年	6回／年
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加人数	120人／年	36人／年	60人／年	60人／年	60人／年	60人／年	60人／年
保健、医療、福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年
精神障がい者のサービス利用者数	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
地域移行支援の利用者数	2人	0人	1人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援の利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
共同生活援助の利用者数	10人	23人	21人	34人	23人	47人	26人
自立生活援助の利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
地域生活支援拠点等における機能の充実	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	3回／年	3回／年	3回／年	3回／年	3回／年	1回／年	3回／年
相談支援体制の充実・強化等	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
地域の相談事業者の人材育成の支援件数	10回／年	51回／年	10回／年	38回／年	10回／年	43回／年	10回／年
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	10回／年	61回／年	10回／年	25回／年	10回／年	57回／年	10回／年
発達障がい者等に対する支援	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
支援プログラム等の受講者数	10人	8人	8人	7人	8人	5人	8人
ペアレントメンターの人数	2人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	43人	25人	36人	25人	30人	25人

障がい福祉計画等に係る実績について（給付費等）

資料3

	第6期障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問系サービス	実績	実績	実績
居宅介護	3,124件/年 284,562,029円	3,095件/年 330,017,083円	3,123件/年 392,890,529円
重度訪問介護	327件/年 93,643,921円	339件/年 100,942,555円	352件/年 108,677,940円
同行援護	423件/年 29,841,505円	392件/年 28,563,562円	340件/年 27,541,286円
行動援護	580件/年 46,636,934円	626件/年 50,832,537円	671件/年 53,649,265円
重度障害者包括支援	0件/年 0円	0件/年 0円	0件/年 0円
合計	4,454件/年 454,684,389円	4,452件/年 510,355,737円	4,486件/年 582,759,020円
短期入所・日中活動系サービス	実績	実績	実績
短期入所	510件/年 40,734,259円	646件/年 51,495,552円	765件/年 50,369,613円
生活介護	3,213件/年 727,696,208円	3,327件/年 798,341,048円	3,498件/年 813,022,311円
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	79件/年 11,194,680円	99件/年 15,441,410円	129件/年 16,563,645円
就労移行支援	350件/年 62,645,511円	309件/年 66,496,752円	358件/年 63,990,050円
就労継続支援（A型）	817件/年 154,707,414円	794件/年 175,996,255円	1,235件/年 210,013,449円
就労継続支援（B型）	4,206件/年 552,001,671円	4,367件/年 611,108,767円	4,414件/年 696,384,951円
療養介護	104件/年 29,037,620円	105件/年 30,031,260円	108件/年 31,021,820円
就労定着支援	100件/年 2,907,540円	186件/年 5,379,099円	218件/年 7,224,554円
合計	9,379件/年 1,580,924,903円	9,833件/年 1,754,290,143円	10,725件/年 1,888,590,393円
居住系サービス	実績	実績	実績
共同生活援助	4,374件/年 449,057,790円	4,556件/年 493,289,469円	5,086件/年 585,100,923円
施設入所支援 ※減少を目指す	2,298件/年 179,148,601円	2,290件/年 219,110,109円	2,316件/年 240,986,320円
自立生活援助	0件/年 0円	0件/年 0円	0件/年 0円
合計	6,672件/年 628,206,391円	6,846件/年 712,399,578円	7,402件/年 826,087,243円
相談支援サービス	実績	実績	実績
計画相談支援	2,337件/年 35,827,475円	2,411件/年 40,688,791円	2,629件/年 44,192,541円
地域移行支援	0件/年 0円	0件/年 0円	3件/年 80,453円
地域定着支援	0件/年 0円	0件/年 0円	0件/年 0円
合計	2,337件/年 35,827,475円	2,411件/年 40,688,791円	2,632件/年 44,272,994円

障がい福祉計画等に係る実績について（給付費等）

	第2期障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい児福祉サービス	実績	実績	実績
児童発達支援	1,947件/年	2,364件/年	2,946件/年
	145,717,174円	180,724,496円	211,233,736円
医療型児童発達支援	0件/年	0件/年	0件/年
	0円	0円	0円
放課後等デイサービス	7,443件/年	7,961件/年	8,143件/年
	583,515,060円	660,645,414円	669,560,969円
保育所等訪問支援	456件/年	618件/年	701件/年
	12,656,593円	14,907,261円	17,534,313円
居宅訪問型児童発達支援	0件/年	9件/年	12件/年
	0円	491,799円	955,733円
障がい児相談支援	1,410件/年	1,518件/年	1,589件/年
	21,830,824円	24,187,870円	24,226,865円
合計	11,256件/年	12,470件/年	13,391件/年
	763,719,651円	880,956,840円	923,511,616円

	地域生活支援事業		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域生活支援事業	実績	実績	実績
相談支援事業	5か所	5か所	5か所
	74,418,200円	78,268,200円	95,789,000円
意志疎通支援事業等 （手話通訳者派遣事業等）	714件/年	791件/年	628件/年
	7,585,464円	9,753,428円	10,545,305円
手話奉仕員養成研修事業	188件/年	225件/年	178件/年
	1,227,623円	1,282,620円	1,286,620円
日常生活用具（介護・訓練支援用具等）	2,956件/年	2,506件/年	2,657件/年
	32,830,183円	27,431,291円	29,131,416円
移動支援(ガイドヘルプ)	2,754時間／月	2,722時間／月	2,725時間／月
	66,127,900円	65,059,100円	65,122,800円
合計	182,189,370円	181,794,639円	201,875,141円

障害者手帳について（各年度末における状況）

身体障がい者手帳	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	1,181人	1,180人	1,176人
2級	524人	512人	494人
3級	563人	543人	540人
4級	1,042人	1,008人	984人
5級	343人	359人	374人
6級	290人	308人	302人
合計	3,943人	3,910人	3,870人
療育手帳	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A（重度）	417人	430人	434人
B1（中度）	209人	213人	215人
B2（軽度）	359人	407人	419人
合計	985人	1,050人	1,068人
精神障がい者保健福祉手帳	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	88人	91人	99人
2級	835人	865人	890人
3級	409人	474人	530人
合計	1,332人	1,430人	1,519人

資料４

案件２：河内長野市第８期障がい福祉計画・河内長野市第４期障がい児福祉計画策定方針等について

令和８年８月

１　計画策定の趣旨

（１）国の動きと課題

国においては、令和５年に「障害者基本計画（第５次）」が策定され、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、全ての国民は障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けた取組が推進されてきました。

また、法制度においても、「医療的ケア児支援法」や「高次脳機能障害者支援法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定をはじめ、令和６年４月の改正「障害者差別解消法」による民間事業者への合理的配慮の提供義務化、さらには就労選択支援の創設や地域生活支援拠点等の整備の努力義務化などを盛り込んだ改正「障害者総合支援法」の施行等、障がいのある人の希望する地域生活の実現に向けた基盤整備が進められています。

しかしながら、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた対応、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、多様化する障がい児へのきめ細かな支援など、地域において対応すべき課題は多岐にわたっています。

（２）国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、３年に１回見直しが行われます。

この「基本指針」に則して、都道府県及び市町村は原則３年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。また、国からの基本指針を受け、大阪府の基本的な考え方が示され、市町村は計画策定にあたって大阪府との協議が必要となります。

国の基本指針（概要）は、別添　資料５のとおり

（３）本市の計画

本市では、平成30年３月に「河内長野市第３次障がい者長期福祉計画」（令和９年度までの10年計画）を策定し、「自立と共生の社会の実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会」を基本理念と定め、また、３年ごとに「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいの有無や程度に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として生活できるとともに、障がいのある人が生きがいを持って社会参加できる地域社会をめざし、障がい福祉施策の推進を図ってきたところです。

令和６年３月に策定した「河内長野市第７期障がい福祉計画」及び「河内長野市第３期障がい児福祉計画」が令和８年度をもって終了することから、これまでの計画の進捗状況や数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などを踏まえ、令和９年度を初年度とした「河内長野市第８期障がい福祉計画」及び「河内長野市第４期障がい児福祉計画」を３年計画として策定します。

２　計画の位置付け

（１）計画の性格

「河内長野市第８期障がい福祉計画」及び「河内長野市第４期障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性を踏まえたうえで、サービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

（２）根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や、基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と、児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスや支援の提供体制の確保に関する事項を規定したものです。

	障害者計画	**障害福祉計画**	**障害児福祉計画**
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	**障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画**	**障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画**
根拠法	障害者基本法	**障害者総合支援法**	**児童福祉法**
国	（第５次）障害者基本計画 （令和５（2023）年度 ～令和９（2027）年度）	**障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）**	
大阪府	第６次大阪府障がい者計画	**第８期大阪府障がい福祉計画・第４期大阪府障がい児福祉計画（※大阪府の基本的な考え方）**	
河内長野市	第３次障がい者長期計画	**第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画**	

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

障害者計画

障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障がい者にかかわる諸施策の総括的な計画です。

1．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2．安全・安心な生活環境の整備
3．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4．防災、防犯等の推進
5．行政等における配慮の充実
6．保健・医療の推進
7．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8．教育の振興
9．雇用・就業、経済的自立の支援
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画

7．自立した生活の支援にかかわる以下にあげる諸事業等の提供体制や具体的なサービス見込量等を設定するものです。

・訪問系サービス
・短期入所
・日中活動系サービス
　一般就労移行
　就労選択支援
　就労定着支援
・居住系サービス
・相談支援
　入所者地域生活移行
　精神障がい者地域生活移行
・地域生活支援事業

・障がい児通所支援
・障がい児相談支援

（３）関連計画

市の最上位計画である「河内長野市第６次総合計画」が令和８年度から始動しました。

＜河内長野市第６次総合計画＞（令和８年度～17年度）

まちづくりの指針として、理念とビジョン（10年後のめざす姿）を、基本構想に掲げ、基本計画で実現するために必要な施策を示しています。

基本構想/ビジョン

２　ホタルも、子どもたちも、光ってる。

基本計画／未来に向けて行うこと［分野］②児童福祉の推進

②すべての子ども・若者が個人として尊重され、未来に向かって羽ばたけるように応援します。10 年間の指標　市民の実感・子どもたちがいきいきと暮らせている

基本構想/ビジョン

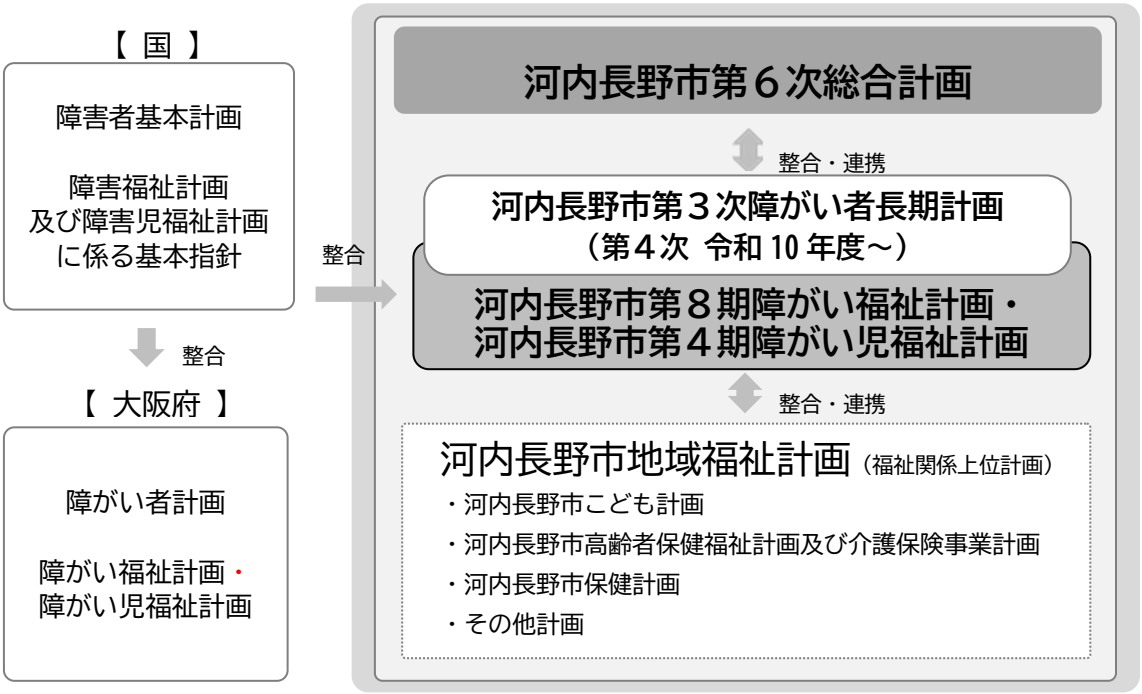
７　みんなが、主役。みんなが、ファン。

基本計画／未来に向けて行うこと［分野］③障がい者福祉の充実

③障がいのある人が安心して暮らし、活躍できるように支援します。

10 年間の指標　市民の実感・障がいの有無に関係なく活躍できる

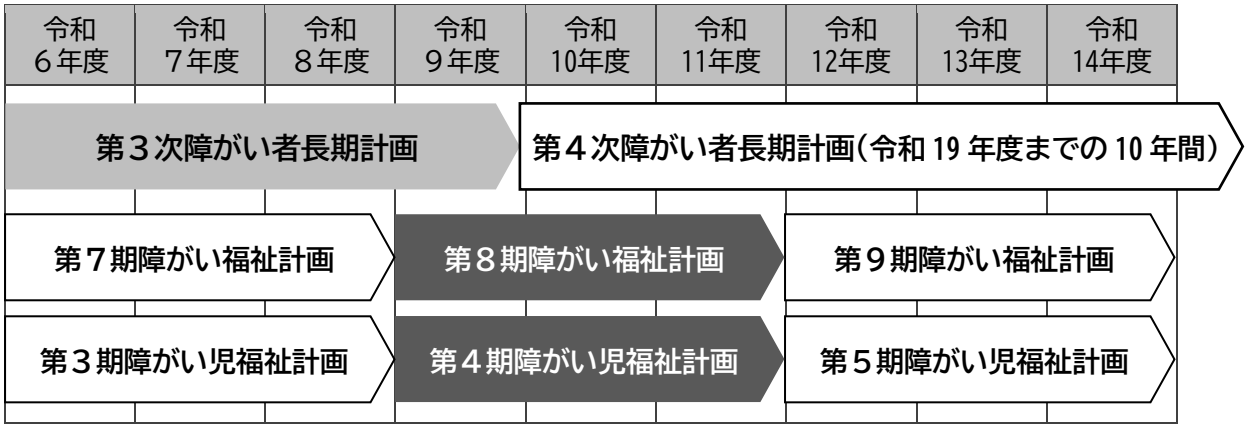
「河内長野市第８期障がい福祉計画」及び「河内長野市第４期障がい児福祉計画」（以下「本計画」）は、「河内長野市第６次総合計画」の＜障がい者福祉部門計画＞として位置付けられます。本計画では、「河内長野市地域福祉計画」、「河内長野市保健計画」、「河内長野市こども計画」、「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び大阪府が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



3　計画の期間

本計画は、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間を計画の期間とします。

◆ 計画期間



4　計画の基本的な考え方

本計画は、「河内長野市第３次障がい者長期計画」の福祉サービス施策等についての実施計画的な位置づけであり、障害者基本法の理念を踏まえ、「河内長野市第３次障がい者長期計画」と同様の考え方を基本におき、障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関等との協力・連携体制のもと、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

〈基本理念〉

≪自立と共生の社会の実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会に≫

〈基本方針〉

① 共に生きる社会

障がいの有無や程度に関わらず、すべての人が分け隔てられることなく、お互いに支えあい、共に生活を送ることができる地域社会をめざすこと。

② 障がいのある人の権利擁護

すべての人の人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らせる地域社会をめざすこと。

③ 自立と社会参加

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野において、積極的に参加・交流するなど、自立した活動ができる地域社会をめざすこと。

５　計画の策定方法

【市民参加・関係機関との協議等】

（1）　障がい者施策に関する意見や、障がいのある人の生活実態等の把握のための
アンケート調査実施（６月24日～７月21日）
配布数：1,000通　有効回答数：506通（内、WEB回答144通）
有効回答率：50.6%（速報値）

（2）　河内長野市障がい者自立支援協議会への協力依頼（６月）

（3）　障がい者団体等へのヒアリング調査実施（７月27日～８月６日）
市内の障がい者団体　７団体と実施

（4）　河内長野市障がい者施策推進協議会での審議
１回目：８月28日　２回目：10月下旬予定

（5）　パブリックコメントの実施（12月予定）

（6）　国や府が示す考え方や方向性等の整合性を確保するための大阪府との協議

【成果目標等】

別添　資料６のとおり

【策定スケジュール】

別添　資料７のとおり

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要

資料５

１．基本指針について

○　「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
○　都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
○　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月31日に告示。
　　計画期間は令和９年４月～令和12年３月。

２．本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念
二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三　相談支援に関する基本的考え方
四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
五　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方　【新規】

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三　福祉施設から一般就労への移行等
四　障害児支援の提供体制の整備等
五　地域生活支援の充実
六　相談支援体制の充実・強化等
七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】
八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項
二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止
二　意思決定支援の促進
三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五　障害を理由とする差別の解消の推進
六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- 入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等
- 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等
- 地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
- インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
- 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
- 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- 障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
- 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
- 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
- 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
- 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
- スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
- 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- Ｋ６により住民のこころの状態を把握 【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等
- ４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備 ：各都道府県（必要に応じて政令市） 【新規】

⑤ 地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする 【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

○ 居宅介護の利用者数、利用時間数　○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
○ 同行援護の利用者数、利用時間数　○ 行動援護の利用者数、利用時間数
○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数　○ 生活介護の利用者数、利用日数
○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数　○ 就労選択支援の利用者数
○ 就労移行支援の利用者数、利用日数　○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
○ 就労定着支援の利用者数　○ 療養介護の利用者数
○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
○ 自立生活援助の利用者数　○ 共同生活援助の利用者数
○ 施設入所支援の利用者数　○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
○ 計画相談支援の利用者数　○ 地域移行支援の利用者数　○ 地域定着支援の利用者数
○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】　○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数　○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数　○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）　○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

（都道府県）

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数　○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ ペアレントメンターの人数　○ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援　【新規】

（都道府県）

○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数　【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数　○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○ 障害児相談支援の利用児童数
○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数　○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）

○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組　【新規】

（市町村）

○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（都道府県）

○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数　【新規】
○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合　【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

≪計画における成果目標について≫

資料６

第７期障がい福祉計画

１．障がい福祉計画	８年度末
○成果目標【令和８年度末】	【目標】
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行	
①地域生活移行者数	６人
②施設入所者数の削減数	２人
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
①精神病床における１年以上の長期入院患者数	92 人
（４）福祉施設から一般就労への移行等	
①福祉施設から一般就労への移行者数	27 人
うち就労移行支援	（18 人）
うち就労継続支援 A 型	（３人）
うち就労継続支援 B 型	（６人）
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	６割以上
③就労定着支援事業の利用者数	20 人
④就労定着支援事業所の一定期間における就労定着率７割以上の事業所の割合	2.5 割以上
⑤協議会の就労支援部会の設置	有
⑥就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額	26,157 円
（３）地域生活支援拠点等の充実	
①地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制整備及び緊急時の連絡体制を構築、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討（コーディネーターの配置）	圏域で設置１か所実施（１人）
②強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	有
（５）相談支援体制の充実・強化等	
①基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた実施体制を確保	実施
②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改修を行う取組みの実施及び必要な協議会の体制を確保	有
（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	
①サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	実施
（７）発達障がい者等に対する支援（活動指標のみ）	
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	８人
②ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	１人
③ペアレントメンターの人数	１人
④ピアサポートの活動への参加人数	25 人

第８期障がい福祉計画

１．障がい福祉計画	11 年度末
○成果目標【令和 11 年度末】	【目標】
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行	
①地域生活移行者数	
②施設入所者削減数	
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
①精神病床における１年以上の長期入院患者数	
（３）福祉施設から一般就労への移行等	
①就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	
うち就労移行支援	
うち就労継続支援 A 型	
うち就労継続支援 B 型	
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	
③就労定着支援事業の利用者数	
④就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合	
⑤協議会（就労支援部会等）を活用した取組の推進	
⑥就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額	
⑦（自立支援）協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新規】	
⑧就労選択支援事業の利用者数【新規】	
（４）地域生活支援の充実	
①拠点コーディネーターの配置（活動指標と重複）	
②地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	
③運用状況の検証・検討（活動指標と重複）	
④強度行動障がいの状態にある者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施	
⑤関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援の実施【新規】	
（５）相談支援体制の充実・強化等	
①基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携	
②地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保	
③協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保	
④のぞまないセルフプランの件数をゼロ【新規】	
（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	
①サービス等の質を向上させるための体制の構築（活動指標と重複）	
（７）発達障がい者等に対する支援（活動指標のみ）	
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	
②ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	
③ペアレントメンターの人数	
④ピアサポートの活動への参加人数	

第３期障がい児福祉計画

２．障がい児福祉計画　　８年度末

〇成果目標【令和８年度末】　　【目標】

（１）障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター設置	圏域内１か所
②保育所等訪問支援を利用できる体制構築	５か所
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内１か所以上
④重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	２か所
⑤医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（活動指標）	福祉関係１名 医療関係１名

第４期障がい児福祉計画

２．障がい児福祉計画　　11 年度末

〇成果目標【令和 11 年度末】　　【目標】

障がい児支援の提供体制の整備等

（１）重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

①児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能の確保【新規】

②インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

①主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

②主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

（３）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

①医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関協議の場の設置

②医療的ケア児等コーディネーターの配置（活動指標と重複）

（４）障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

①障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保【新規】